

税務署からのプレゼント

相続についてのお尋ね

この回答をどう書けばよいか



ロダン・タイムズ電子版は、自由な発行です。

12月相続相談3件。いずれも相続税がかかるかとのお問い合わせでした。

うち、2件は、相続税のお尋ねに困っての相談です。

もう1件は、相続税がかかるだろうと、知人が心配して紹介されました。

税務署からの「相続についてのお尋ね」が、届いたことにうろたえておられます。

（その1）「相続についてのお尋ね」とは、何を尋ねるのでしょうか？

このお尋ねは、相続税がかかりますか？かかりませんか？

相続税がかかるようなら、お尋ねの回答に替えて相続税申告書を提出ください。

相続税がかからない場合には、簡単に資産、負債、葬儀費用など書き出してください。

（その2） どうして税務署は、亡くなったことを知るのですか？

相続税法58条により、市町村の戸籍担当者は、死亡又は失踪があった届出内容を、その翌月の末日までに、税務署に通知しなければなりません。

（相続税申告書は、亡くなった人の住所地を所轄する税務署に申告するのは、これで理解できますね。）

（相続人の住所地で、相続税申告書を管理したら出したか出さないかわからなくなる）

（その3） お尋ねは、亡くなってからいつ頃送られてくるのですか。

相続税申告書は、亡くなった日から10カ月以内に申告します。

通常は、亡くなった日から、半年～8カ月くらいで届きます。

過去の相談事例では、**相続開始後12カ月目**すなわち期限後になる場合もありました。

この場合には、税務署が何らかの資料（例えば、保険金の支払調書など）からと推測されます。

（その４）相続についてのお尋ねの様式はどうなっていますか？

様式は、国税庁のホームページの上部サイト内検索

相続についてのお尋ね

と、検索、タイトルなしをクリックすると、PDF表示されます。

実際の税務署からの様式と異なる箇所がありますので、ご注意ください。

（違う箇所は、2面の保険金や死亡退職金の計算方法（非課税枠の記入の有無）

税務署からの照会書には、非課税計算枠が付いています。

（その５）自分でお尋ねの回答書作成ができる。できない。

「相続税がかからないと思いますが、このお尋ね書いてもらえますか。」

相続税がかからないとしても、税務署に出向いてこの申立てをするのはちょっと

敷居が高い（怖い）との人が、紹介により当事務所に来られます。

しかし、自分で記入するには専門的（用語の意味が分からない）すぎ、専門家に頼みたくなりますね。

遺産を評価するに複雑で、相続税申告書を作成するに近くの手間がかかるケースも。

でも相続税申告書の作成手数料までは請求できません。

特に、期限後のお尋ね照会は、きっちり回答しないと、無申告調査の対象になります。

また、相続税がぎりぎりかからないケースの場合には、相続税申告書を期限内を条件の場合もあり、より安心のため、相続税申告書を提出した方が良いでしょう。

「下町ロケット」杉良太郎さんの一言「ロケットをなめてはいけない。」のように

「税務署のお尋ねをなめてはいけない」と思います。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

（ 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 ）
（ 八百板誠行政書士事務所 ）

事 務 所 ： 新潟市中央区下大川前通 7 ノ 町 2 2 3 0 番地 （ 8 階建の 1 階奥です ）
0 2 5 （ 2 2 8 ） 4 6 9 7

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。